

# 高等学校等における障がいのある生徒への支援に関する調査

2025年3月31日

調査実施期間: 令和6年9月1日～10月31日  
 実施対象: 熊本市内の公立高校、私立高校、通信制高校  
 回答高校: 22校/39校

## 1. 学校の基本情報

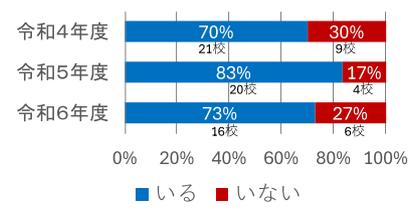
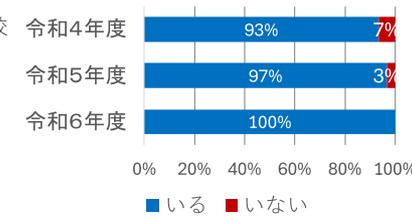
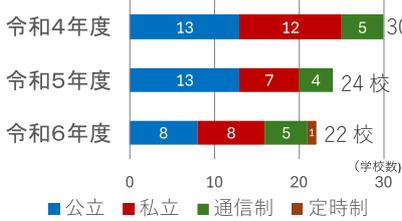


図 2. 障がいのある生徒の在籍の有無

図 3. 障がいの疑いある生徒の在籍の有無

## 2. 入学前のサポートについて

### 2-1 入学前や受験時の対応

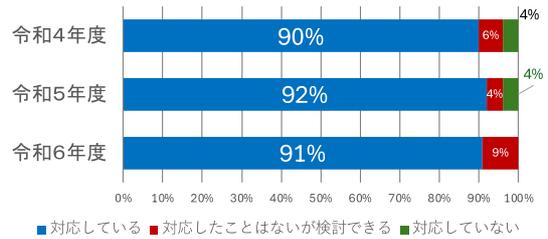
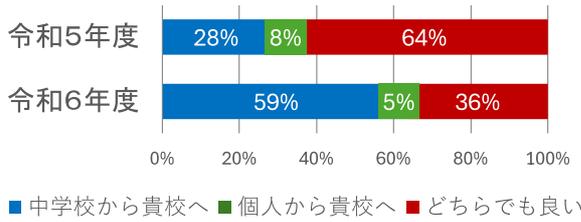


図 4. オープンスクール以外で学校見学、進路相談等を希望する際、申し込み方法として望ましい方法

図 5. 受験時に配慮を必要とする受験生への対応や相談

### 2-2 受験時に配慮が必要な生徒への対応

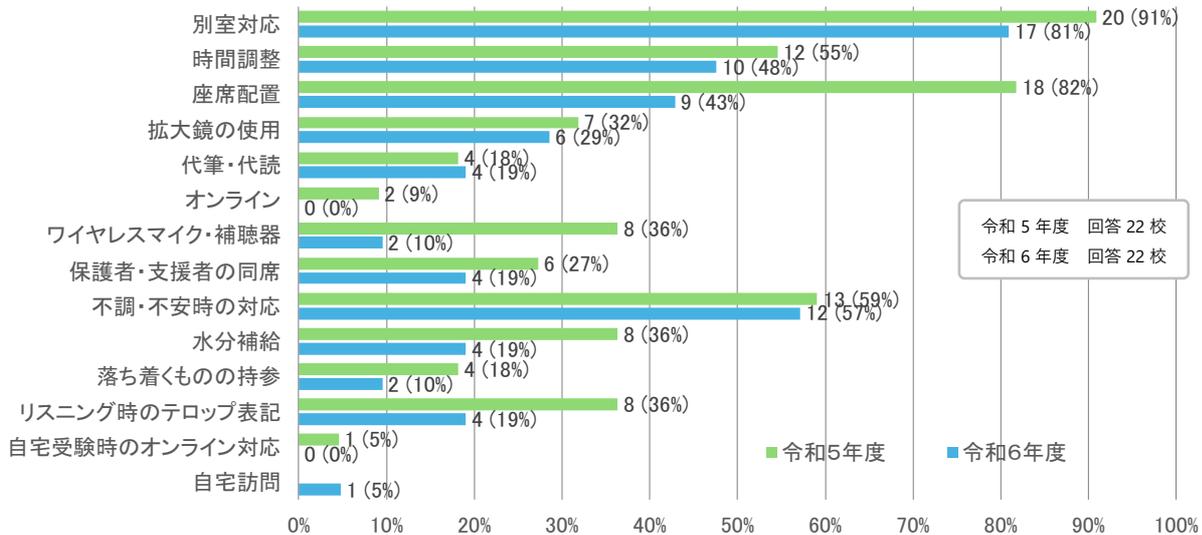


図 6. 受験時に配慮が必要な生徒への対応方法(複数回答)

### 2-3 貴校へ進学する際、中学校から情報提供や引き継ぎについて

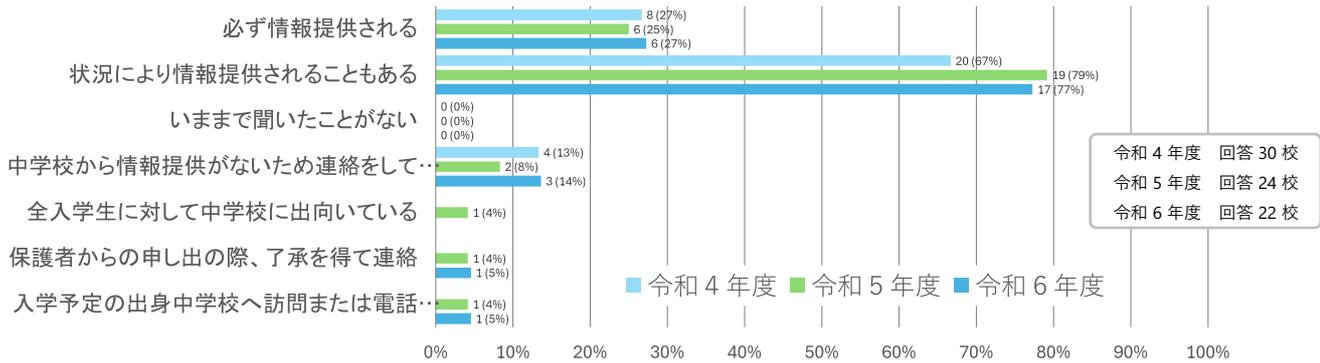


図7. 中学校からの情報提供(複数回答)

### 2-4 中学校からの引き継ぎや情報提供のために現在活用している書類

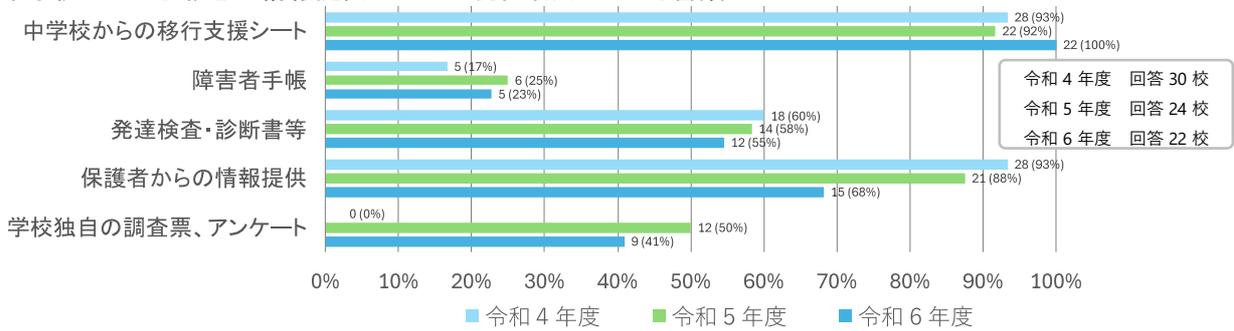


図8. 中学校からの引き継ぎや情報提供のために現在活用している書類(複数回答)

### 2-5 中学校からの引き継ぎや情報共有のために現在活用している書類はありますか

令和5年度、令和6年度とも全ての学校で「活用している」と回答。

### 2-6 学校独自の調査票、アンケートを実施している学校の調査内容(令和6年度)

- 学校時の支援状況(学校での困難さや今後心配していることなど)(2)
- 配慮事項などの有無 など
- 悩みの確認 これまでの経緯など
- 高校でも実施してほしいサポートを生徒・保護者に確認する

### 2-7 中学校や保護者から受け取った情報のとりまとめや校内での共有を行う際の担当者

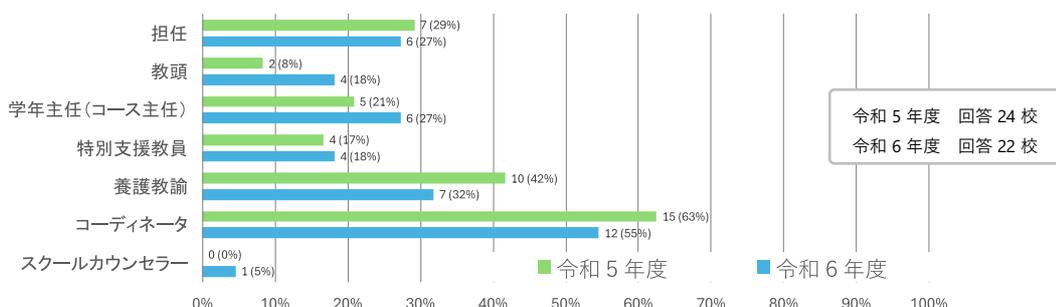


図9. 中学校や保護者から受け取った情報のとりまとめや校内での共有を行う際の担当者(複数回答)

2-8 入学前の個別面談実施について

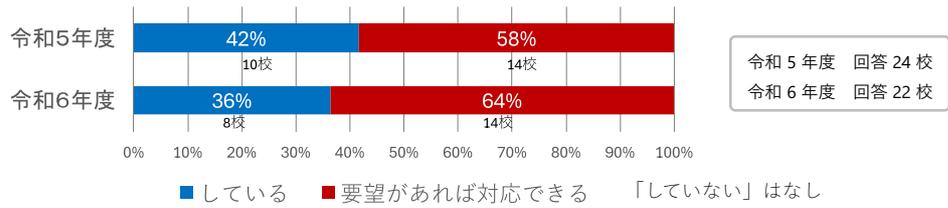


図 10. 入学前の個別面談の実施

2-9 入学前個別面談の対応者

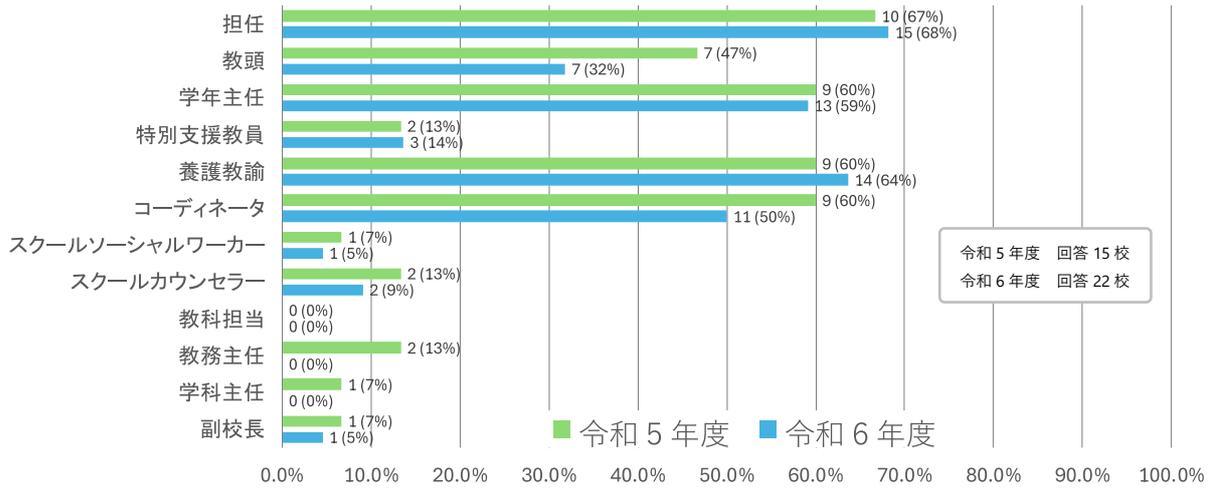


図 11. 入学前個別面談の担当者(複数回答)

2-10 入学前個別面談を実施する場合、該当するものについて

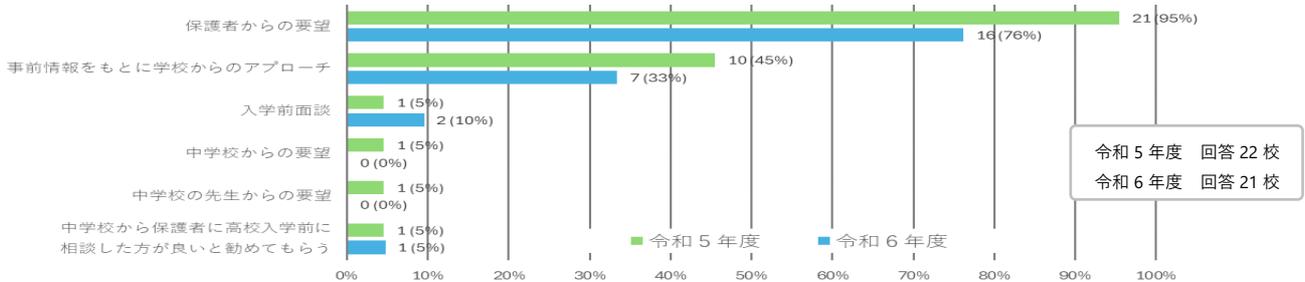


図 12. 入学前個別面談の実施について(複数回答)

2-11 入学予定の生徒の情報収集方法について

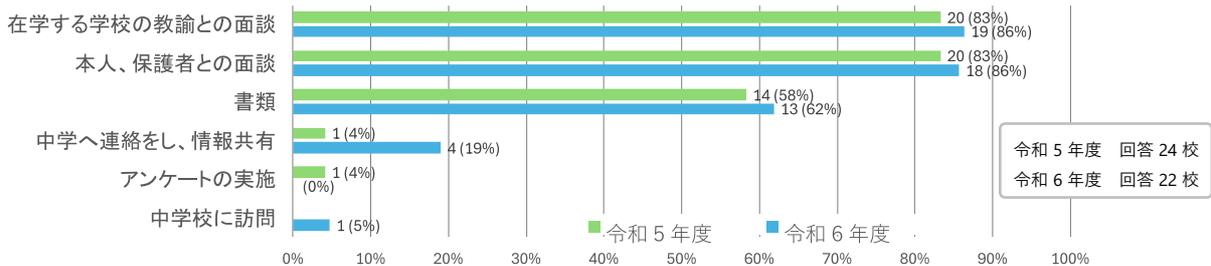


図 13 入学予定の生徒の情報収集方法(複数回答)

### 3. 在学中のサポートについて

#### 3-1 障がいのある生徒に対する支援プロセス(記述式)(令和6年度)

- 生徒の特性の把握と理解(12)
- (保護者の意見・面談・環境性・情報共有・支援計画・カウンセリングなど)
- 4月の職員会議で全職員で把握が必要な生徒に関しては情報共有を行う。学年会でも4月中に情報共有を行う。担任より困り感等を聞いた際に委員会を開催するか検討する。  
→ 保護者からの意見を確認→職員で情報共有→実際に対応
- 生徒の特性を把握→保護者の意見を確認→養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーに連絡→必要であればケース会議を行うなどして対応
- 特性を把握→保護者の意見確認→特性に応じた環境整備対応
- 面談→個別の教育支援計画の作成→合意形成→支援の実施、職員の情報共有→定期面談→反省・引き継ぎのサイクル
- 入学式等の式典や生徒参加の全体行事の開始時間を午後に設定している
- 中学校からの情報提供で、生徒の特性を把握(保護者が高校へ引き継ぐかを確認)→個別の指導計画や支援計画の作成→保護者と学校で連携して支援(1)
- 保護者との面談の実施→校内で対応を協議→県の教育庁担当課に看護師や支援員の派遣を相談
- 新入生の全授業では、TTを配置し、2人で担当している
- 全教室に設置されているディスプレイを使用した授業を行っている
- 考査時の問題は、ドット数や用紙の大きさが定められている
- 担任が「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成→全職員で閲覧→授業・部活動時に対応

#### 障がいや特性を開示していない、または疑いのある生徒の困り感への対応(記述式)(令和6年度)

##### <教職員間の連携>

- 職員間で共有(他の教員に相談・会議、対応)(4)
- 職員研修にて配慮が必要な生徒として情報の共有をしている
- 保護者・本人から申し出がなく、中学校からの引継ぎもない場合:担任・副担任・授業担当者等が様子を観察し、必要に応じて個別の支援シートを作成し、全職員で情報を共有するが、保護者からの承諾はもらわない

##### <保護者や外部機関と連絡>

- 保護者と相談する。(担任・学年主任らと共有、教科担当者会を開き、情報共有)(5)
- 外部機関につなぐようにしている
- 管轄地域の支援学校へ相談している
- 教員にアンケートをとり、支援が必要と思える生徒については、保護者と相談しながら、SCや医療機関へつなぐよう試みる
- 医療機関での勉強会に参加し、相談する

##### <スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用>

- スクールカウンセラーに相談(8)
- スクールソーシャルワーカーに相談(2)

- 医療機関へつなぐ(3)
- 保護者と相談(3)
- 中学校に再度確認したりして養護教諭、特別支援コーディネーターで対応を検討
- 特別支援教育が専門のルーテル大学の先生との面談につなぐ。学年会で共有し対応する

### <出身中学校への問い合わせ>

- 出身中学校に在学時の対応を聞いて、本校での対応の参考にしている

### 3-2 支援が必要な生徒に対応するための職員配置

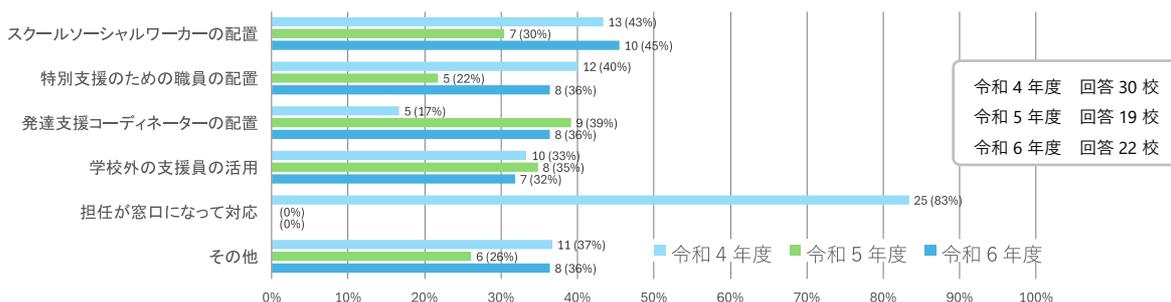


図 14. 支援が必要な生徒に対応するための職員配置(複数回答)

### 3-3 支援が必要な生徒の対応についての相談者

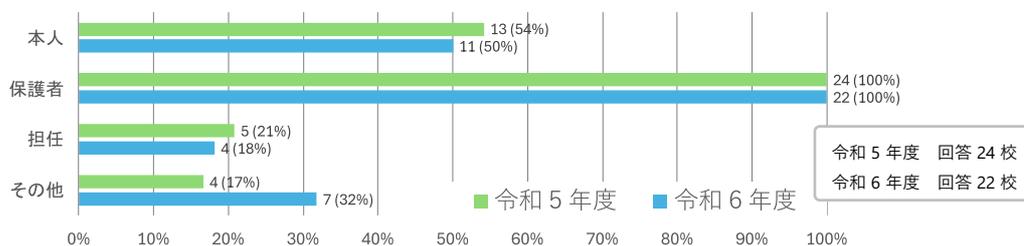


図 15. 支援が必要な生徒の対応についての相談者(複数回答)

### 3-4 相談内容

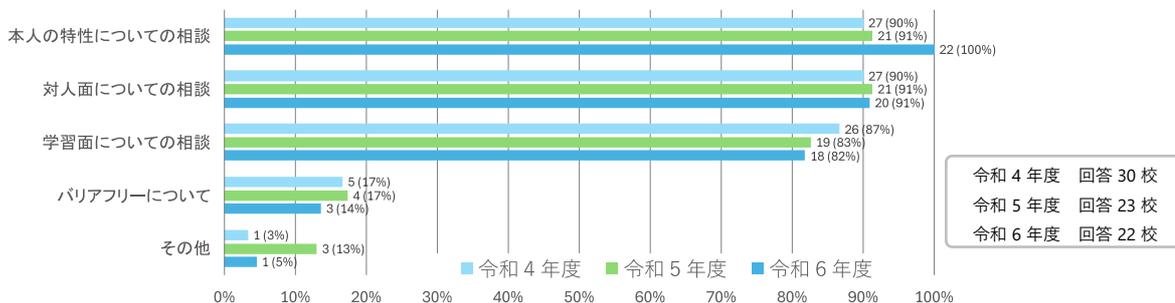


図 16. 相談内容(複数回答)

### 3-5 相談の対応者

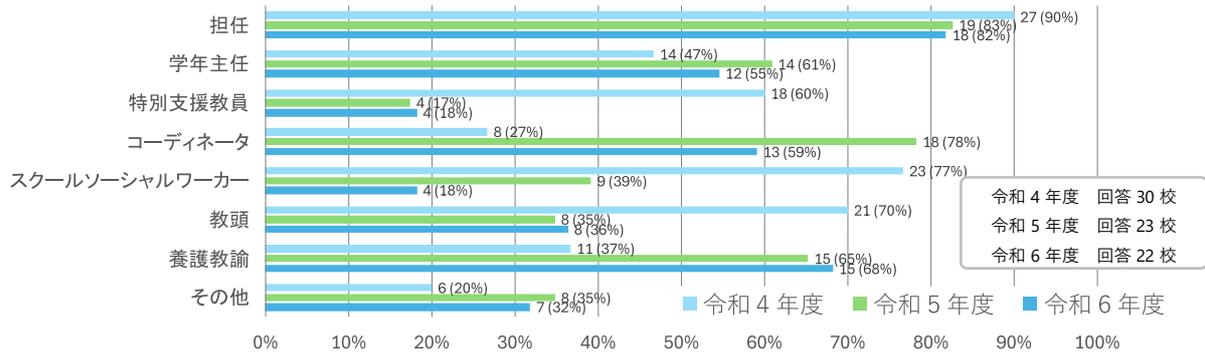


図 17. 相談の対応者(複数回答)

### 3-6 相談の対応方法

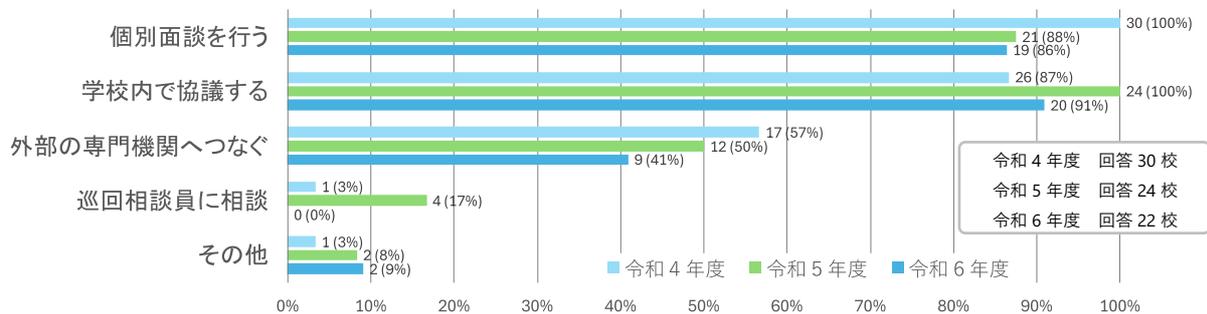


図 18. 相談の対応方法(複数回答)

「外部機関につなぐ」と答えた方はどちらにつながりますか？

- みなわ(2)、熊本県社会福祉士会、熊本市児童相談所、医療機関等、心療内科、肥後っ子サポートセンター

### 3-7 ユニバーサルデザインによる合理的配慮

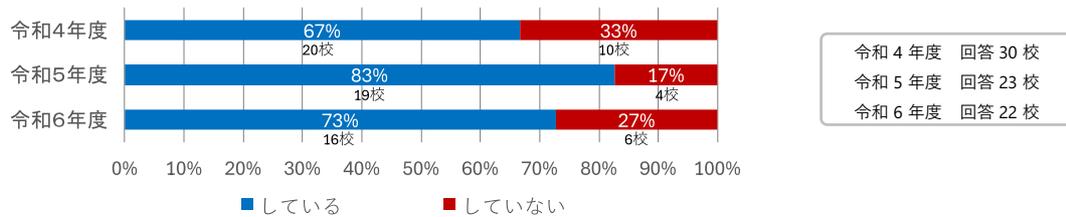


図 19. バリアフリー(環境)設置等のユニバーサルデザインの合理的配慮をしているか

バリアフリーの具体的内容(令和6年度)

- エレベーター(7)・スロープ(4)の設置、生徒の導線の確保、多目的トイレ(4)の設置
- 教室内のUD化(掲示物・掲示案内・色など、文字の大きさなど)
- デジタル機器の活用、板書内容の撮影、連絡事項の配信(Google Classroom 使用)
- ヘッドフォン(2)の使用
- 騒音防止のための生徒用の椅子脚にテニスボールを装着

## 授業での工夫

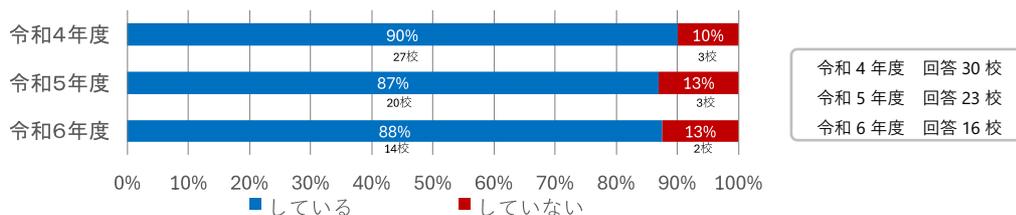


図 20. 授業での工夫をしているか

### 授業の工夫の具体的内容(令和6年度)

- テニスボールを机と椅子の足に付ける(4)、マイクを使った授業、
- 聴覚障がいのある生徒への支援(ヘッドホンの使用等)(4)
- 座席の配慮(3)
- 場面緘黙症の生徒への支援(筆記対応もしくはタブレット等の使用)(5)  
→ 個人発表の軽減、検定試験における配慮申請と筆記対応の検定指導、筆記対応やジェスチャーを使用
- 指名する際の個別配慮(グループワークにする)、穴埋め式のプリント作成など
- ロジャリーを使用して授業を実施している(3)ICT 機器や Wi-Fi の設置にともない、必要に応じてできることも増えていくと思われる
- 学習の見通しを立てさせるための板書、大きな音や声を出さないように。視覚障がいの生徒の定期考査を大きな文字で印刷
- 聴覚過敏の生徒へのイヤーマフの使用等
- 書字障害・まぶしさを感じる生徒の支援 テスト用紙の拡大、プリントを色付きファイルに入れまぶしさの緩和
- カラーコンタクト使用。課題をタブレットで記入し提出。ADHD の生徒 教室に居辛いときは、図書館で学習定期考査の別室受験。見通しを立てるために授業の流れ、目標を授業前に説明
- 個別教室での対応 LINE での筆談

## 3-8 休憩スペース

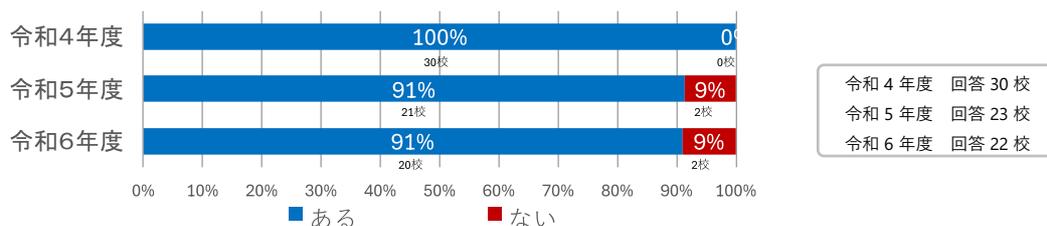


図 21. 教室以外に休憩できるスペースがあるか

### 休憩できるスペース (令和6年度)

- 保健室 (14)、教育相談室 (5)、図書室(3)、カウンセラー室、生徒待機室、健康教室、相談室、面談室、簡易的な休憩スペース、ソファのある場所、健康教育室 (保健室横個室)

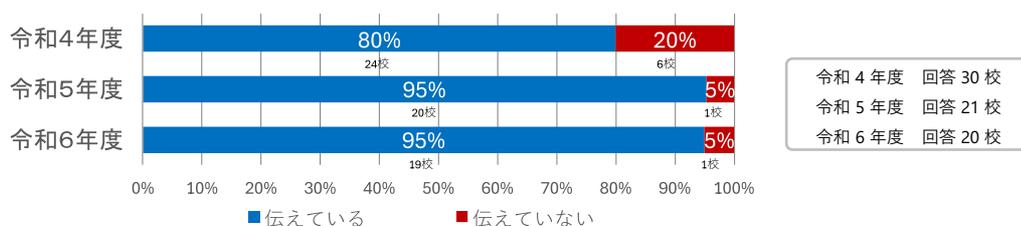


図 22. 休憩スペースを生徒に伝えているか

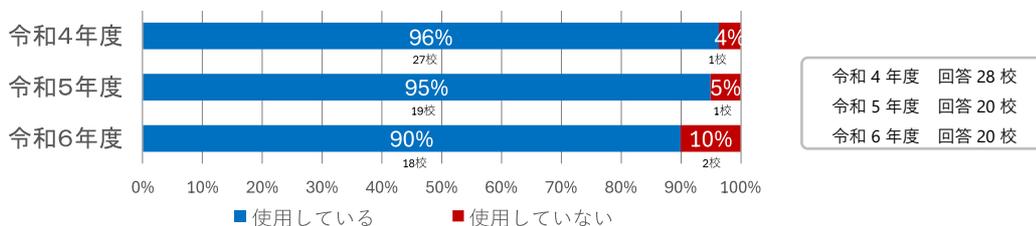


図 23. 休憩スペースを実際に使用しているか

### 3-9 学校生活について支援が必要な生徒への取り組み(令和6年度)

- 定期的な面談、個別面談、SSW面談、SC面談(4)
- 個別対応(4)、保健室登校、別室登校、教育相談室登校(4)
- 相談室や健康教室への登校、体調不良な生徒への対応オンライン授業(2)、座席の配慮(2)
- 定期考査を別室受験(12)、学校行事での配慮(6)、別室のモニターで参加
- 別室でのクールダウン(2)、集会での並ぶ場所 定期考査における考査時間の延長など(2)
- クラスへの周知 ・身体的な配慮を要する生徒に対する体育の授業のレポート対応
- ノイズキャンセリングイヤホンの使用
- 授業に出席させるために、授業担当者に支援の協力をお願いしている
- 課題等の提出ができない生徒に、担任から個別に声かけし提出を促した
- 定期試験の用紙拡大
- LGBTの生徒より相談があり合意形成を行った結果、校内での通称名使用、個室更衣室、個室トイレの利用の配慮を行った

## 4. 卒業後に向けたサポートについて

### 4-1 進路決定(進学・就職)についてのプロセス(令和6年度)

#### <担任、保護者、本人との面談>

- 三者面談(生徒の希望、進路決定 必要に応じ、入試前や合格後に進学先に情報提供や配慮のお願いをする)(8)

#### <担任と進路指導部との連携>

- 担任・進路室・教育相談室で協議し、巡回支援学校の進路担当の方に相談
- 担任や進路指導部との連携
- 学年担当者や進路指導部担当者と保護者・生徒と面談を重ねながら進路を決めた
- 担任から進路指導主事、学年主任に相談の上、進路を決定している。
- 本人や保護者と定期的な面談を重ねながら2年生のときから希望先を決めていく。その後の進路指導は個別に対応している

- SST を行いながら、担任や進路担当者と協力して、生徒の進路保障を行っている

＜SC や SSW、養護教諭との連携＞

- 担任や SC 等と一緒に生徒の希望を聞きながら進路を決めた
- 担任や進路指導部長、スクールソーシャルワーカー等と一緒に生徒の希望を聞きながら進路を決めていく
- 必要があれば、養護教諭が面談に同席する

＜ヤングハローワークや企業との連携＞

- 担任や学年主任、進路指導主事と情報共有、必要に応じてヤングハローワーク等の活用
- ハローワークに相談して、連携をおこなう
- 基本的には、保護者や本人の意思を尊重して決定する。手帳を用いた就労の希望が挙げた場合は、ハローワークと連携して就職支援を行ったり、就労継続支援事業所のサービス内容について情報を提供したりしている
- 本人の希望する企業や障がい理解のある企業に相談をおこなう

4-2 進路先の支援体制についての話し合い

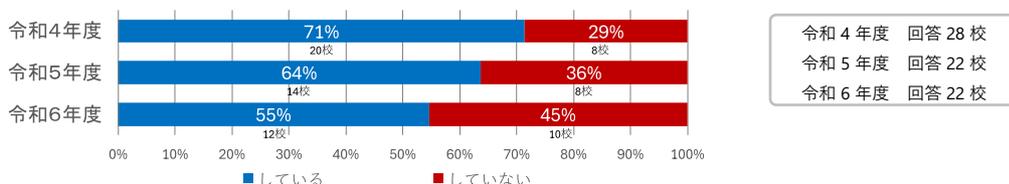


図 24. 進路先の支線体制についての話し合いをしているか

進路先での支援体制に関する話し合い(令和6年度)

- 留意点について
- 三者面談の際に、進路先への情報提供等について話合っている(4)
- 保護者の要望があれば、大学へ引き継ぐ
- どういった支援を望むのか、出来ることとできないことがあるなど確認
- 就労支援、進学、就職へのプロセス
- 授業における支援体制、卒業時の進路支援体制、学校の施設面について
- 進学先での支援室の有無、特性などの情報の引継ぎ
- 高大連携について、進学先で提供可能な支援についてなど
- 受験時の配慮について、事前に受験先に相談する

4-3 進学以外の卒業後の進路

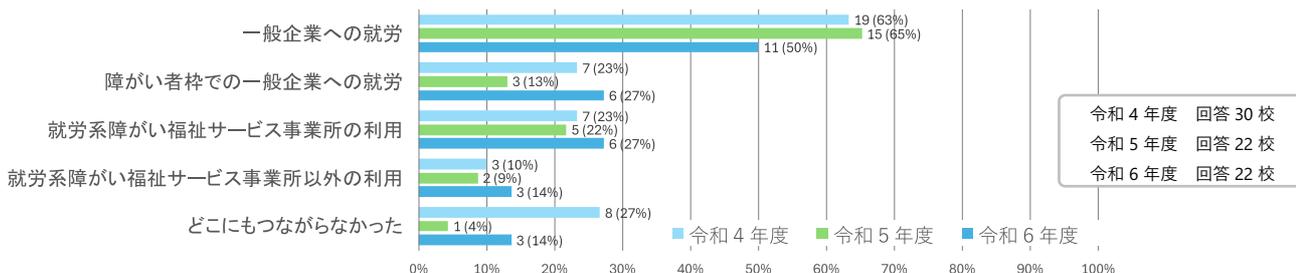


図 25. 進学以外の卒業後の進路

#### 4-4 障がいのある、または障がいの疑いのある生徒への就労支援の実施

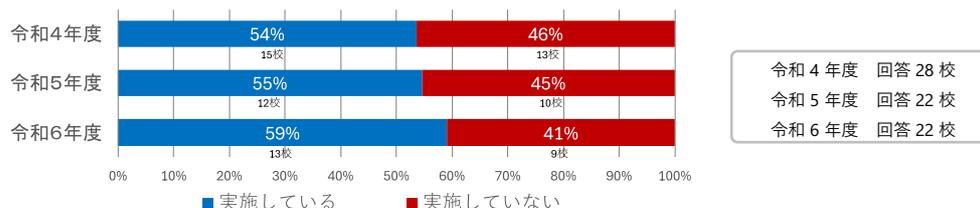


図 26. 就職支援を実施しているか

##### 就労支援の実施内容(令和6年度)

- 希望があれば、障がいに理解のある企業を紹介する
- 高2の9月よりSSWにつなげ、就労に関する情報提供をいただいている
- SSWに依頼し、くまもと若者サポートステーションにつないでもらった。
- 生徒や本人からの手帳を活用した就職の希望が挙げた場合に、障害に対して理解のある企業に求人相談している
- 外部機関と連携を強化し、生徒を早めにつなげることで、進路保障を確実なものにしようと現在活動中である

#### 4-5 進学または就職に際しての進路先・就職先への引き継ぎの実施

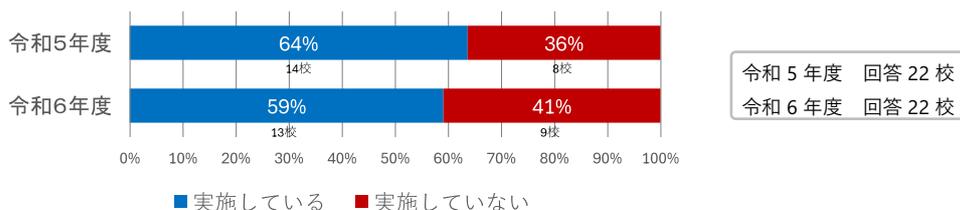


図 27. 進路先・就職先への引き継ぎを実施しているか

##### 引き継ぎ方法(令和6年度)

- 就職先に移行支援シートを引き継いだ(5)
- 保護者の要望があれば、大学へ引き継ぐ(2)
- 生徒・保護者の意向を踏まえて、口頭で進路先・就職先に引き継ぐ
- 就職先から希望があった場合のみ、学校で行っていた本人への配慮等を伝えている
- 進路先への情報提供
- 引き継ぎについては保護者・本人と相談を実施。直接訪問して報告したり、電話で報告したりしている。
- 疑い生徒で、対応が難しい生徒に関しては、入学後の生活がスムーズにいくよう内々で伝えたこともある
- 保護者面談・保護者への確認後、コーディネーター及び担任で進路・就職先の担当者と会い、直接引き継いでいる

##### 引き継ぎをしていない理由(令和6年度)

- 本人から自分で話したいと申し出があったため
- 生徒が在学中に成長適応することで、問題もなく高校生活を送り、保護者の引継ぎの必要はないという意見により引き継いでいない(引継ぎの希望があれば、引継ぎたいと考えている)
- 保護者の進路先・就職先への同意が得られていないため

#### 4-6 障がいのある、または障がいの疑いのある生徒への卒業後のフォローの実施

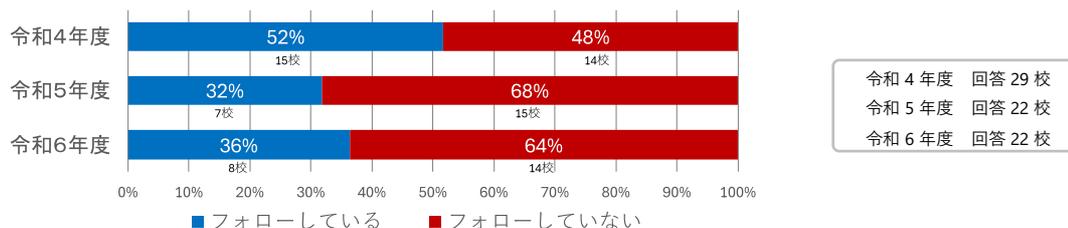


図 28. 卒業後のフォローを実施しているか

##### フォローの内容(令和6年度)

- つなぎ先の事業所と連絡を取り合っている(4)
- 本人、保護者との連絡
- 支援センターの方が様子を見に行かれた
- キャリアアドバイザーが就職先の企業に卒業生の様子を訪問して尋ねている
- 卒業生やその保護者、または進学就職先から相談があった場合に対応している

##### フォローが実施できていない理由(令和6年度)

- 本人、保護者からの希望がない(2)
- 卒業後のフォローまで手が行き届かないから(2)
- 本人・保護者・大学からの情報提供があった場合に対応している(1)
- 連絡があれば対応するが特別にはしていない(1)
- 卒業生の現在の情報をなかなか知ることができないため
- 該当する生徒がいない
- 在籍している生徒のことが多忙で、なかなか卒業後のフォローまで行き届かない。しかし、担任だった職員には連絡があるようで、現状などをよく話している

#### 4-7 生徒の進学または就職の支援や、卒業後のフォローに関して困っていること(令和6年度)

- 進学先への情報引継ぎについて、どの情報まで伝えたいのか判断が難しい
- 生徒と保護者との意見が不一致した場合
- 就労移行支援事業所などの利用の仕方がわからない
- 中途退学を希望する生徒の就労支援
- 今のところ特に困っていることはありません

## 5. その他

### 5-1 障がい福祉に関する資格を持っている職員

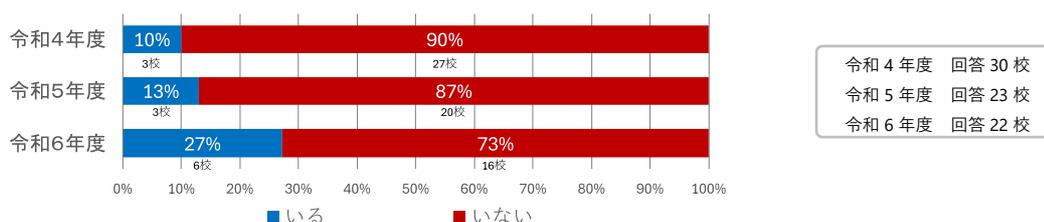


図 29. 障がい福祉に関する資格を持つ教員がいるか

資格名

- 社会福祉士(5)、公認心理士、臨床心理士

5-2 障がい福祉に関する研修等の受講

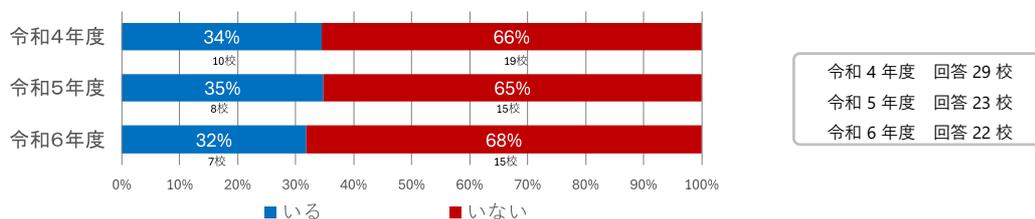


図 30. 障がい福祉等に関する研修を受けている(受ける予定の)職員はいるか

5-3 障がいについての勉強会・研修会の開催

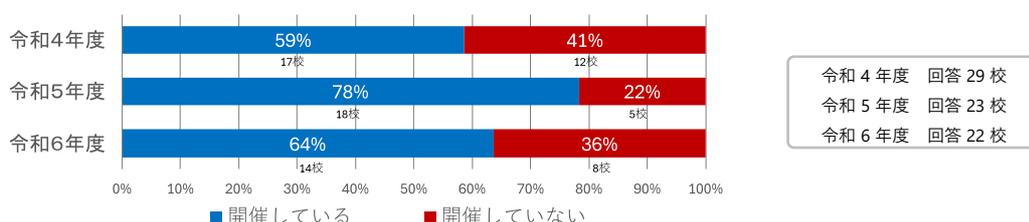


図 31. 障がいについての勉強会・研修会を開催していますか

開催頻度(令和6年度)

- 年2回(4)、年1回(7)、2～3年に1回、年3回(2)

研修会の内容を支援に反映された例などあれば教えてください(令和6年度)

- 「在籍している支援を要する生徒」の特性について理解する研修
- 生徒理解研修会で、特性を持つ生徒や配慮が必要な生徒について全職員で情報共有する
- ユニバーサルデザインについての理解
- 対応が難しい生徒への関わり方に活かした
- 年3回の「生徒理解」職員研修や特別支援教育職員研修だけでなく、SC や SSW 等に講師を依頼し、実例を挙げながら直接障がいの種類や特性を学び、対応の仕方等を共有する職員研修も実施している
- 支援シート記載の内容を確認し、日頃の支援・声かけ等を行っている。様々な対応の仕方を知ることで、実施の支援・声かけ等を行っている

5-4 障がい者サポーター研修について



図 32. 障がい者サポーター研修を活用しているか

5-5 熊本市障がい者相談支援センターについて

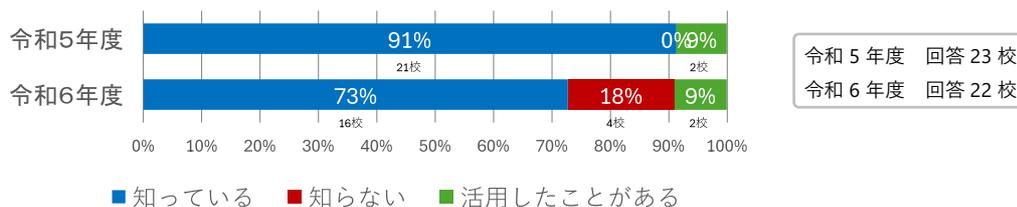


図 33. 熊本市障がい者相談支援センターを知っているか

5-6 令和 5 年度のアンケート結果から参考になったものがありましたらご記入ください(令和 6 年度)

※同封しているアンケート結果をご参照ください

- 他校では、どのような場所を「教室以外の休憩できるスペース」として活用されているのか知ることができた。  
(2)
- バリアフリーの具体的内容。授業の工夫の具体的内容(1)
- 障がいの疑いのある生徒への学校としての支援のプロセス
- 進路先での支援体制に関する話し合いについて、参考になりました

5-7 今後、学校として取り組んでみたいものがありましたらご記入ください(令和 6 年度)

- 職員の障がいに関する理解・啓発、UD の視点での授業づくり(1)
- 保健室と教育相談室以外で、生徒たちが休憩できるフリースペースを設置できたらと感じる。
- 特別支援教員の加配があれば検討したい
- 生徒の障がいや特性に応じて、より良い学校生活が送れるように様々な事に取り組んでいきたい(1)
- 学校として、スクールソーシャルワーカーを採用した
- 学校全体を通してのSSTプログラムの実施
- 各分掌部との連携と役割分担の明確化
- 特にありません。

## アンケート結果を踏まえて課題と提案

### ○入学前のサポートについて

移行支援シートの引継ぎ時の活用は100%になっている(図8)。しかし、中学校から情報提供や引き継ぎの情報が必ず提供される高校は3割未満である(図7)。

【課題】 高等学校で学校側の取り組んでいる配慮や相談できる周知方法がされているのか。

【提案】 入学までの流れや移行支援シートの周知について、本人、保護者、関係機関が知ることができるサイトやリーフレットの活用。

### ○在学中のサポートについて

相談を受けた後の対応において「個別面談」「学校内で協議する」との回答が9割、「外部機関につなぐ」は4割だった(図18)。

【課題】 学校での相談対応は担任とともに養護教諭とコーディネーターと回答も多い(図17)。

【提案】 学校と外部機関をつないでいくためにコーディネーターの先生向けに生徒の特性に応じた相談(発達障がい者支援センター、こころの健康センター、引きこもり支援センター、熊本市障がい者相談支援センター等)ができる事業所の情報を伝えていきたい。また、熊本市障がい者相談支援センターのことを知ってもらうような方法の1つとして自立支援協議会で熊本市にある高等学校(コーディネーターの先生など)向けに紹介や研修など啓発につながるようなことが計画できないか。

### ○卒業に向けたサポートについて

#### 進学、就労の対応について

【課題】 進路対応についての相談は、担任・保護者が中心で行われているケースが多い(4-1)。

【課題】 生徒への就労支援へのつなぎと卒業後のフォローが3割程度になっている(図28)。

【提案】 高等学校へ利用者支援の情報(福祉HP、発達障がい者支援センター、ヤングハローワーク、ワークライフサポートセンター、熊本市障がい者相談支援センター(9か所)、医療等)を周知していきたい。

### ○その他について

【課題】 外部の福祉サービス(社会資源)等の情報が少ない。

【提案】 高等学校の取り組み(資格習得、勉強会・研修会参加等)も増えている(図29、31)。更なる理解と外部研修会への参加など周知していきたい。

熊本市内の高等学校が多数ある。また、学生によっては市内の生徒が市外に、その逆のケースもある。市県でより連携していきたい。

【課題】 高等学校に対して昨年度までの実施したアンケート結果とともに熊本市障がい者相談支援センターと障がい者サポーター出前講座のチラシを入れているが、周知数も増えていない状況だった(図32)。

【提案】 教育と福祉の連携のためにも相談先として熊本市障がい者相談支援センターの周知啓発の仕方を工夫していく必要がある。

### ○3年間の経過と結果について

年度によりアンケートの質問内容に変更があったり、回答していただいた学校や回答数が異なったため、結果数値から変化状況を細かく検証することは難しかったが、全体的な傾向としては大きな変化は見られなかった。

各学校の取り組みとしては、障がい福祉の資格を持つ職員が増えた学校もあり、障がいのある生徒もしくは障がいの疑われる生徒に対する対応において環境整備、授業やテストでの配慮・工夫、学校生活の中での見通しを持たせるための事前対応等、具体的な支援が増えて来ていることがわかった。

今後も障がいのある生徒もしくは障がいの疑われる生徒への幅広い支援をお願いしたい。